

2024

No.95



今年度より稼働した毒蛇排水機場

〈 目 次 〉

理事長あいさつ ······ ······ ······	2	財産目録 ······ ······ ······ ······	5
令和5年第2回臨時総代会 ······ ······	3	長期借入金償還状況、賦課金(是認)一覧 ···	6
令和4年度決算報告(収入・支出) ···	4	水土里ネット掲示板 ······	7 ~ 10
		(改良区からのお知らせ)	

理事長あいさつ



理事長

田澤伸

新年明けましておめでと
うございます。組合員の皆
様におかれましては、健や
かに新春をお迎えのことと、
心からお慶び申し上げます。
また、日頃より本区の業務
運営並びに事業の推進にご
理解とご協力を賜り、心よ
り厚く御礼申し上げます。
昨年の取水状況は、例年
より早く最上川の水位が下
がったため、四月二十一日
から河川を管理する国土交
通省酒田河川国道事務所によ
り「さみだれ大堰」を起立
して頂き、農作業に必要な
取水確保に努めました。一方
組合員の皆様には中干期間
に実施した揚水機の時間運
転にご理解とご協力を頂き、
多くの機場において「電気
の使用量」を削減すること
ができました。

記録的猛暑となり、水管理が喫緊の課題になりました。地区や品種で水需要に差があるため本区では、その期間中、全揚水機をフルに稼働し対応させて頂きました。それでも出穂期以降の登熟期になお高温・多日照が続いたため、白濁被害が発生し一等米比率が大きく下がる結果になつてしまいまして。天候を変えることはできませんが、今回の教訓を生かし特に登熟初期の水管理につき各関係機関とも連携し次に備えたいと思います。

これら事業の排水効果を高めるため北楯大堰で「一力所、吉田幹線で四力所それぞれ放水路を整備することになつていています。現在取り組んでいる北楯大堰清川地区放水路工事は、下流部の湛水被害を軽減するため、北楯大堰に流れ出てくる清川地区の山地排水を東興野揚水機場の上流七五〇㍍にある放水路を使い最上川に放流するものです。排水路の一部が陸羽西線の線路の下を通っているため陸羽西線が運休している昨年秋より工事を開始し、今年の三月に完成する予定です。

度に事業が採択されていくる
の三地区の改修工事を継続
するものです。「堀野地区」は
今年度から二ヵ年で調査を
実施し、令和七年度の事業
採択を予定しています。

「県営農地整備事業」の常
万地区では、区画整理は全
て完了しており、現在は地
下かんがい工事を実施して
おります。西興野地区では
引き続き区画整理を実施し、
狩川東部地区については、
来年度の事業採択に向け各
関係機関と事業計画の調整
を行つております。

また、要望の多かつた幹
線用排水路の草刈作業の負
担軽減と安全確保のための
工事は、補助事業を活用し
ながら「法面のコンクリート
装工」や「溝畔の拡幅工事」
を令和二年度から七年計画
で順次実施しております。

心から感謝申し上げます。ただ、残念なのは多額滞納者が固定化する傾向にあることです。令和四年度以前の滞納額に関しては数名で滞納総額の七割を占めております。賦課金は本区運営の源泉であります。組合員間の公正・公平を実現するためにも理事会で滞納解消に向けしっかりと対策立て取り組んで参ります。

むすびに、今年も役職員一丸となり、あらゆる支出の再検討を通し農家組合員の負担の軽減を図つて参る所存であります。今年も特段のご理解とご協力をお願ひ申し上げ、新年のご挨拶と致します。

ノクライナや中東
コストの上昇で経
初争が泥沼化する
や資材が高騰し農
い現状にありなが
合員の皆さんのが
に対するご理解と
もと賦課金の滞納
少しております。
されています。そ
うしておきます。
謝申し上げます。
心なのは多額滞納
化する傾向にある
令和四年度以前
に関しては数名で
の七割を占めてお
賦課金は本区運営
あります。組合員
公平を実現する
理事会で滞納解消
かりと対策を立
て参ります。

令和5年第2回臨時総代会

去る令和5年9月4日、本区大会議室にて令和5年第2回臨時総代会を開催いたしました。総代現数55名のうち44名が出席し、議長に栄地区選出の阿部利勝総代が選任され、田澤理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され全議案とも原案通り承認、可決されました。

【令和4年度】

承認事項

総認第5号 令和4年度最上川土地改良区費収入支出決算書、財産目録、事業報告書承認について

報告事項

報告第2号 監査報告について

【令和5年度】

議決事項

総議第13号 最上川土地改良区定款付属書総代選挙規程の一部改正について

総議第14号 最上川土地改良区金庫設置規程の一部改正について



議長の阿部利勝総代



質問する岡部修総代

水利権の順守について

水利権とは…

ある目的のために河川などの水資源を排他的に使用することができる権利

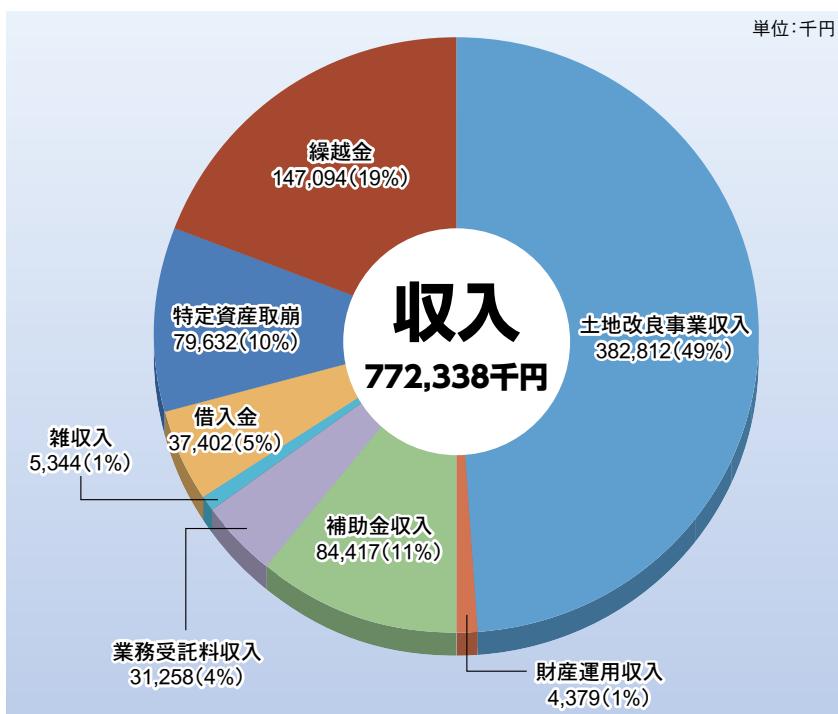
本区管内においても、農業用水として川から水を取水し、各幹線・支線・末端の小用水路へと配分しておりますが、これらは全て河川管理者からの許可に基づき実施しております。

水利権は河川の水の乱用防止を目的としているため、取水期間や量が規定として明記されており、それらの制限を超えて河川の水を使用することは出来ない仕組みとなっております。

来年度も、関係機関と協議の上、営農状況に合わせた取水を心がけますが、用水の均等配分・維持管理用水の適切な使用を行うため、湛水直播に伴う早期代かき用水の対応や冬期湛水に備えるための水配分は出来ませんので、ご理解を頂きますようお願いします。

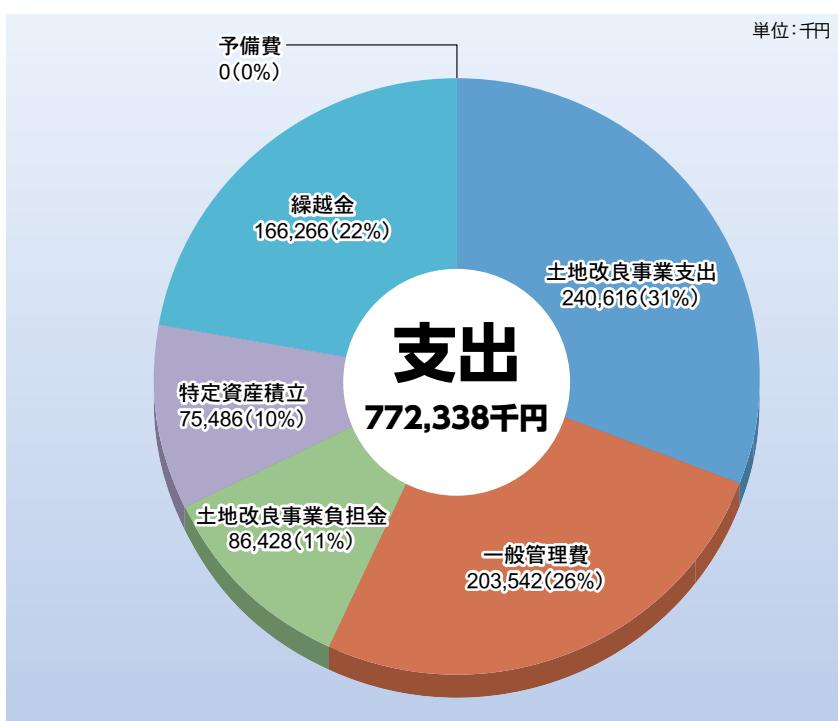


令和4年度決算報告(収入・支出)



収入 (財源)	
	(単位:千円)
※ 1	土地改良事業収入 382,812
※ 2	経常賦課金 371,359
※ 3	特別賦課金 10,665
	決済金 788
	財産運用収入 4,379
	補助金収入 84,417
	業務受託料収入 31,258
	雑収入 5,344
	特定資産取崩 79,632
	繰越金 147,094
	合計 772,338

※ 1 事業に対する国県市町からの補助金
 ※ 2 ほ場整備事業（簡易整備含）地元負担金の借入金
 ※ 3 積立基金からの繰入



支出 (費用)	
	(単位:千円)
※ 4	土地改良事業支出 240,616
※ 5	維持管理費 134,969
※ 6	事業費 72,955
	受託業務費 32,692
	一般管理費 203,542
	運営事務費 190,676
	事務所費 12,866
	土地改良事業負担金 86,428
	県営水利施設整備事業等 26,534
	基幹水利事業 4,944
	ほ場整備事業 37,402
	借入金返済 17,548
	特定資産積立 75,486
	繰越金 166,266
	予備費 0
	合計 772,338

※4 返済の資金は、賦課金と繰越金を充当。

借入先	借入事業名(借主)
日本政策金融公庫	県営排水対策特別事業(改良区)、県ぼ家根合(家根合地区)、県ぼ常万地区、県ぼ高田麦地区
JA庄内たがわ、JAあまるめ	県ぼ最上川(各工区)

※5 中長期計画に基づき、国営事業、県営かんがい排水事業の施工を予定しており、これら事業の負担金や事務所敷地内施設の改修、自動車購入時の支払い等に充てるため積立し、賦課金額に変動が無いようにしています。

※6 次年度の賦課金が納入されるまでの運営資金や県営ほ場整備事業の償還に充てる資金も含まれます。

財産目録

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部	
科 目	金額
1 流動資産	269,223,233
現金及び預金	214,355,062
未収賦課金等	2,709,392
※1 短期未収金	50,368,051
前払金	1,790,728
2 固定資産	3,026,856,302
(1) 基本財産	118,170,915
(2) 特定資産	2,522,869,970
土地改良施設及び用地	1,323,385,920
受託施設使用収益権	65,212,996
積立資産	1,134,271,054
(3) その他固定資産	385,815,417
建物	54,242,831
車両運搬具等	5,756,897
備品ソフトウェア等	4,757,143
長期未収賦課金	5,131,642
建物共済積立金	17,521,343
長期前払金	296,071,078
その他固定資産	2,334,483
資産合計	3,296,079,535

負債の部	
科 目	金額
1 流動負債	110,160,890
※2 未払金	97,691,006
預り金	765,841
※3 短期借入金	11,704,043
2 固定負債	389,871,267
※4 公庫資金等長期借入金	285,956,085
平準化資金借入金	4,540,000
各種引当金	99,375,182
負債合計	500,032,157

正味財産の部	
科 目	金額
1 指定正味財産	889,809,977
2 一般正味財産	1,906,237,401
正味財産合計	2,796,047,378

負債及び正味財産合計	3,296,079,535
------------	---------------

※1 短期未収金（50,368,051円）について

令和4年度の工事等に対する国・県・市町からの補助金・交付金・受託料などです。

※2 未払金（97,691,006円）について

令和4年度分の工事代金等で、令和5年6月末までに全額支払っています。

※3 短期借入金（11,704,043円）について

令和5年度内に返済する金額です。

※4 公庫資金等長期借入金（290,496,085円）について

令和6年度以降に返済する金額です。

長期借入金償還状況

令和6年1月1日 現在

(単位：円／10a)

区分 賦課別 事業別	関係 市町	令和5年度 賦課金	①令和5年度 公庫・農協 への償還 元利金	②令和5年度 定時償還 (12月10日) 後の残元金	賦課最終年度 (予定)	備考
一般	県営排特事業	5,500	7	1	(R6)	一般賦課から償還
ほ県営場最上川地整備区	8-4事業区 堀野工区	庄内	0	3,232	4,227	R2
	8-5事業区 楨島工区	庄内	0	2,298	1,253	R1
	11事業区 余目南部工区	庄内 酒田	0	884	0	R1
	県営家根合地区ほ場整備	庄内	4,200	4,070	18,015	(R9)
	県営常万地区ほ場整備	庄内	3,500	8,907	172,639	(R27)
	県営西興野地区ほ場整備	庄内	4,000	96	112,687	(R30)
	県営高田麦地区簡易整備	庄内	0	69,230	0	R2

※ 全工区・全地区共通事項

①滞納賦課金が多額になった工区は、賦課最終年度が延びることもあります。

(ほ場整備事業の借入金は工区の責任で返済しております。)

②償還状況については繰上償還等により毎年数値が変動いたします。

※ 県営最上川地区ほ場整備事業

①8-5楨島工区、11余目南部工区は令和元年度、8-4堀野工区は令和2年度に賦課は終了しておりますが、それまでに納めて頂いた賦課金を償還金に充てております。

②県営最上川地区ほ場整備事業でお借りしている償還金は元金のみの支払いになります。

※ 県営家根合地区ほ場整備事業

①個人で一括繰上償還を希望される方は②欄をおおよその支払額の目安にして下さい。

繰上償還申し込みは毎年7月31日まで

※ 県営常万地区ほ場整備事業、県営西興野地区ほ場整備事業

①当2地区は、事業実施中のため、繰上償還はできません。

②「②令和5年度定時償還後の借入残元金」には令和5年度借入分を含んでおります。

③賦課最終年度(予定)は償還期限(最長)にしておりますが、促進費が入った場合は短縮されます。

※ 県営高田麦地区簡易整備事業

①「②借入金残金」については、農業経営高度化支援事業助成金の入金により、借入金全額を償還しております。

令和5年分 土地改良区賦課金(是認)一覧

(単位：円)

科目	工区等	10a当たり賦課金	是認割合	10a当たり是認額
一般賦課金	A1,A3	管内全域	5,500	100%
維持管理賦課金	B1,B3	十六合地区	2,500	100%
〃	C1,C3	家根合地区	2,500	100%
〃	L1,L3	常万地区	3,000	100%
県営ほ場整備事業賦課金	F2	家根合地区	4,200	100%
〃	J1	常万地区	3,500	100%
〃	J2	西興野地区	4,000	100%

* 令和5年分農業所得者の納税申告に必要な土地改良区賦課金のは認額計算につきましては上記を参照の上計算してください。

水・土・里ネット掲示板

こんなときは届出をしてください！

- 農地の権利移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- 組合員の方が亡くなられたとき
- 組合員の住所・電話番号の変更
- 経営移譲をされたとき

→ **『組合員資格得喪通知書』**

組合員資格得喪通知書

下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

現資格者 氏名	京田川 太郎	㊞				
新資格者 氏名	最上川 一郎	㊞				
最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一 殿						
1. 資格得喪対象の土地						
市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245

[届出用紙記入例]

※賦課金は毎年4月1日現在までに届出（組合員資格得喪通知書）のあった土地面積に応じて負担して頂いております。

届出が遅れますと当事者間（貸手、借手）での清算となりますので御承知願います。

※賦課金とは、施設の維持管理費・運営事務費や事業の借入返済金などに充てるお金です。受益者は受益面積に応じて負担するというのが賦課金の仕組みです。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（台帳等の修正の為）が必要となります。

- 田を転用する時
- 田を畑として利用する時
- 田が公共事業などで買収される時

→ **『土地除外申請書』**

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。これらの手続きが行われないと、台帳から除外できない為、従来通り賦課金を支払うことになりますので注意してください。

ご注意ください！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の権利移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんので注意してください。

賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

賦課金の未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

令和4年度 地球温暖化対策取り組み結果



未来のために、いま選ぼう。

最上川土地改良区では、地球温暖化を抑制するために、脱炭素社会づくりに貢献する国民運動の**COOL CHOICE(クールチョイス)**に取り組んでいます。

項目	事務所						揚排水機場	
	購入電力	灯油	都市ガス	ガソリン	軽油	上水道	購入電力	A重油
令和3年度 (A)	34,251 kwh	1,090 リッル	26 Nm ³	3,927 リッル	616 リッル	384 m ³	2,586,567 kwh	366 リッル
令和4年度 (B)	37,048 kwh	950 リッル	24 Nm ³	4,035 リッル	474 リッル	342 m ³	2,310,499 kwh	1,062 リッル
増減量 (B-A)	2,797 kwh	▲ 140 リッル	▲ 2 Nm ³	108 リッル	▲ 142 リッル	▲ 42 m ³	▲ 276,068 kwh	696 リッル
CO ₂ 排出量	2.1 kg	▲ 348 kg	▲ 4 kg	251 kg	▲ 373 kg		▲ 85.2 kg	1,886 kg

取組結果について

- 電力については、天気状況に左右されるため単純比較は難しいものの、揚排水機場で-276,068kwhと時間運転の確実な効果がみられました。
- 冬季間の暖房器具について、ペレットストーブの更新や稼働台数の見直しにより、灯油使用量の抑制に繋がりました。
- *全組合員のご理解、ご協力の下で実施している、揚水機場の時間運転は電力量削減に非常に有効であることから今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。
- *最上川土地改良区では引き続き、クールチョイスを通して環境に配慮した商品の購入や、エコ活動の推進に取り組んでまいります。

油漏れにご注意を!!

近年、本区管理水路への油流出事故が多発し、その処理に多大な労力を費やしております。排水路の水は下流のポンプで揚水され、再び農業用水として供給されます。これに油が混入し、作物が被害を受けた場合は補償問題にもなりかねません。また、油処理に掛かる費用は全額原作者負担となります。

- *車両等のオイル交換は所定の場所、方法で処理すること
- *油タンクの保管場所や管理に十分な注意を払うこと

を徹底して頂きますようお願いします。



水路への排雪



本区管理水路へ排雪することで、水路が塞ぎ止められ、雪解け水が溢れだすなどの問題が毎年発生しています。

○水路への雪捨てをしない

ご理解とご協力をお願い致します。

溝畔内での洗浄

水路溝畔で農耕車等の洗浄をすると、土砂等が堆積し、草刈などの維持管理に支障となります。

○溝畔内での洗浄はしない



令和5年 最上川土地改良区地域連携活動の記録

最上川土地改良区では、地域との連携を強めるべく、毎年様々な活動を行っております。令和5年度に行った様々な活動をご紹介いたします。

活動の記録



R5.5.18 庄内町立余目中学校（一年生）
北楯頭首工見学

- R5.5.18 庄内町立余目中学校（一年生）
北楯頭首工見学
- R5.5.23 庄内町立余目第一小学校（四年生）
家根合メダカの里米田植え体験
- R5.9.8 庄内町立余目第三小学校（四年生）
北楯頭首工見学
- R5.9.27 庄内町立余目第一小学校（四年生）
家根合メダカの里米稻刈り体験
- R5.10.12 庄内町立余目第二小学校（四年生）
北楯頭首工見学
- R5.10.15 風車村エコランド実行委員会
北楯頭首工他見学
- R5.10.19 庄内町立余目第一小学校（四年生）
魚の学習会
- R5.10.31 清川地区振興協議会
北楯頭首工他見学
- R5.12.13 庄内町立余目第四小学校（四年生）
北楯大堰に関する出前授業

「北館大学助利長公」紙芝居をご寄贈いただきました

北楯大堰を開削した「北館大学助利長公」の偉業を紹介する“紙芝居”を庄内町風車村エコランド実行委員会様が作成しました。

この度、その紙芝居を本区に寄贈賜りましたので、地域連携活動（児童を対象とした学習会等）に活用させて頂きます。ありがとうございました。

利長公を描いた表紙



開削中の様子を紹介しています

令和6年度採用 職員募集

最上川土地改良区では次のとおり職員を募集します。

募集人員：若干名
 応募年齢：25歳～35歳（令和6年4月1日現在）
 ※職員年齢構成により
 学歴：不問
 受付期間：令和6年1月4日(木)～令和6年1月31日(水)
 提出書類：履歴書
 審査方法：1次試験 書類審査
 2次試験 論文・面接 ※2次試験については該当者へ後日通知します
 採用時期：令和6年4月1日より
 問い合わせ先：〒999-7781 東田川郡庄内町余目字上梵天塚15
 最上川土地改良区 総務課庶務係 TEL 0234-43-2255

令和6年度採用 施設管理員募集

経験のある方・ない方問わず、元気な方の応募をお待ちしております！

募集人員：若干名
 応募資格：最上川土地改良区管内に在住で概ね67歳までの健康な方
 勤務内容：水路看視業務及び揚排水機運転業務
 受付期間：令和6年1月31日(水)まで
 提出書類：履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
 賃金：日額 7,520円
 採用時期：令和6年4月中旬～令和6年9月中旬又は11月下旬



職員人事異動

10月1日付で職員の人事異動を行い、職員配置の変更がありましたのでご報告致します。

新職名		職員名	旧職名	
所属課	職名		所属課	職名
総務課	庶務係	山口 恵利	工務第1課	用排水係
工務第1課	用排水係	鈴木 春香	工務第2課	工務係
工務第2課	工務係	石川 沙貴	総務課	庶務係

ご意見ご要望はこちらへ

最上川土地改良区

8:30～17:00（土日、祝日及び年末年始を除く）

電話：0234-43-2255 FAX：0234-43-2257

メールはこちらへ

info@mtsn-mogamigawa.jp

※ホームページの
問い合わせからも送信できます

[https://
www.mtsn-mogamigawa.jp](https://www.mtsn-mogamigawa.jp)

